

熊本県公報

第 1 1 1 4 4 号
平成 16 年 7 月 12 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 道路の供用開始……………(道路総務課) 1
 - 土地改良区の定款変更認可……………(農村計画課) 1
 - 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………(商工政策課) 1
 - ” ”……………(”) 2

告 示

熊本県告示第 747 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 7 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般縦覧に供する。

平成 16 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	大多尾新合線	天草郡新和町大字碓石字日ノ迫 945 番 1 地先から 同 所 同 字 884 番 2 地先まで	255.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 16 年 7 月 12 日

公 告

熊本県公告第 585 号

牛深市牛深市土地改良区理事長西村武典から平成 16 年 4 月 23 日付けで申請の定款変更については、平成 16 年 7 月 2 日付けで認可した。

平成 16 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 586 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 16 年 2 月 10 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 16 年 7 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
第 3 シルクビル
熊本県熊本市大江四丁目 2 番 3 号
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年7月12日から平成16年8月11日まで

熊本県公告第587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成16年2月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年7月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブシティくまなん
熊本県熊本市平成三丁目273番地 ほか
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年7月12日から平成16年8月11日まで